

## 下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進するなど、下水道運営に支障が生じないように、必要な財政措置等を講じること。
2. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業について、都道府県による施設管理の継続や特例期間の延伸など地域の実情に応じた制度改正を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 下水道の整備促進や都市自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の償還期間の延長を行うこと。  
また、借換債制度等の適用要件を緩和すること。
4. 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう、必要な方策を検討すること。